

都市再生特別措置法施行規則案

1. 民間都市再生事業計画の認定の申請方法について

民間都市再生事業計画の申請書には次に掲げる図書を添えなければならない。

方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図

縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図

都市再生事業の工程表

都市再生事業についての事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該都市再生事業に関する意見の概要

縮尺、方位、事業区域、申請者が従前から所有権又は借地権を有する土地及び申請者が所有権の取得又は借地権の取得若しくは設定をしようとする土地の境界線並びに事業区域内の建築物の位置を表示した事業区域内にある土地及び建築物の配置図

申請者が事業区域内の土地について所有権又は借地権を有する者であることを証する書類

申請者が法人である場合においては、登記簿謄本、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

都市再生事業により整備される建築物に係る収支の見込みを記載した書類

都市再生事業の施行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

都市再生特別措置法施行令第2条第1項ただし書に規定する場合においては、当該場合に該当することを明らかにすることができる図書

～ のほか、法第22条第1項に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

2. 民間都市再生事業計画に都市再生特別措置法第20条第2項第1号から第6号に加えて記載する事項について

都市再生事業の名称及び目的

当該都市再生事業が都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
建築物及び敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

3. 民間都市再生事業計画を認定した際に、都市再生特別措置法第23条に規定する認定事業者の氏名又は名称、事業施行期間、事業区域に加えて公表すべき事項について

都市再生事業の名称及び目的

認定計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

4. 民間都市再生事業計画の変更の認定を必要としない軽微な変更について

地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更

及び のほか、都市再生事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更

5. 民間都市開発推進機構が行う都市再生特別措置法第29条第1項の業務の基準について

(1) 第29条第1項第1号に掲げる業務(無利子貸付け)に係るもの

法第29条第1項第1号の規定による貸付金（及びにおいて「民間都市機構の貸付金」という。）の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によること。

民間都市機構の貸付金の貸付けを受けた者が貸付けの条件に違反した場合には、必要に応じて償還期間の繰り上げを行うこと。

民間都市機構の貸付金の貸付けを受ける者に対し、担保の提供、保証人の保証その他の債権保全のため必要な措置を求めること。

- (2) 第29条第2号及び第3号に掲げる業務（出資、社債の取得等及び債務保証）に係るもの
一般の金融機関の行う金融等を補完するものであること。

6. 都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案について

都市計画の決定等の提案（以下「計画提案」という。）を行おうとする者は、氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に以下の図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

都市計画の素案

都市再生事業に関する計画書（様式を指定）

（事業の名称、事業の目的、事業区域、建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要、公共施設の種類及び規模、工事着手の時期及び事業施行期間、資金計画）

都市再生事業に関する以下の図書

イ 方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

ロ 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び事業区域内に整備する公共施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図

ハ 縮尺、方位、間取りを表示した建築する建築物の各階平面図

ニ 縮尺を表示して建築する建築物の二面以上の立面図

都市計画の素案の対象となる土地の区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の同意を得ていることを証する書類

都市計画の素案に係る事業が環境影響評価法による環境影響評価の対象事業に該当する場合は、同法に規定する評価書の公告を行ったことを証する書類

7. 都市再生事業に必要な認可等の申請について

都市再生事業を施行するために必要な認可、認定又は承認（以下「認可等」という。）の申請をしようとする者は、申請書に以下の図書（都市再開発法の規定による認可又は認定の申請を行うときは、の図書のみ）を添付して、これを当該認可等に関する処分を行う行政庁に提出しなければならない。

6. 同じ図書

6. 同じ図書